

- 1 用語集
- 2 検討経緯
- 3 検討体制
- 4 台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

あ

一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時 的に受け入れる施設。(東京都の定義より)
一般緊急輸送道路	「緊急輸送道路」の項目を参照
インキュベーション	新たに設立された競争力の弱い企業や事業者に、国や地方公共 団体などが技術、人材、資金の各方面から支援し、育成すること。 台東区では、台東デザイナーズビレッジと浅草ものづくり工房 の2か所がある。
上野台地	武蔵野台地の東端に位置している台地の一つで、現在の上野恩賜公園とその周辺に位置し、一帯は「上野の山」ともいわれている。
OODAループ (ウーダ・ループ)	アメリカ空軍によって提唱された意思決定理論。観察(Observe)、 方向付け(Orient)、判断(Decide)、実行(Act)の4段階の アプローチで意思決定し、取り組みを推進する。内部の「計画」 からではなく、外部の「観察」から始まるのがPDCAとは大き な違いで、刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応できる強みが ある。
エネルギーの面的利用	個々の建物ではなく、面的なエリアの複数の建物で、エネルギー の効率的な供給などを行い、全体のエネルギーの最適化を図る こと。
エリア防災	建物や各種施設が集中する都市の街区において、建物単位の防災対策にとどまらず、エリア全体の視点から計画し、具体的な取り組みを推進する防災対策のこと。関係者が連携・協力して、ハード・ソフト両面からのエリア単位での防災対策の充実に関する計画となるエリア防災計画を策定し、計画に基づき取り組みを進めていく。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行う取り組みのこと。(内閣官房の定義より)
延焼遮断帯	一定規模の市街地の外周を囲むように、帯状の都市施設である 道路・河川・鉄道及び公園と、それらの周辺の建築物の不燃化 を有機的に組みあわせ、延焼火災を分断する空間。
オープンカフェ	街路や河川に面した一体的かつ開放的な空間に設置されたカフェ又はレストランの総称。
オープンスペース	公園、広場、河川など、建物によって覆われていない土地の総称。 都市計画法上の用語として「公共空地」がある。

か

カーシェアリング	複数の利用者が、特定の自動車を利用時間を決めて共同利用する自動車の利用システム。
崖線	河川や海の浸食作用などでできた崖地の重なりのこと。
火災危険度	(地域危険度を参照)

カチクラ	御徒町~蔵前にかけての地域のこと。近年、ものづくりに係る 活動が盛んに行われており、関連する店舗や施設が増えている。
緩衝地帯(バッファ ゾーン)	世界遺産の推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網のこと。資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯(バッファゾーン)を設定する必要がある。(世界遺産条約履行のための作業指針(仮訳)の定義より)
官民連携プラット フォーム	地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、官民連携事業 (PPP/PFIなど)のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、 具体化する仕組みのこと。(内閣府の定義を参考)
帰宅困難者	災害時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を 徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にある こと等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を 徒歩で帰宅する人)のこと。(東京都の定義より)
旧耐震基準	昭和56年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。地震の際の建築物の被害が危惧されている。
狭あい道路	一般に幅員4メートル未満の道路をいい、防災や住環境における 課題を解消するため、すみ切りやセットバックによる道路拡幅 整備が進められている。
共生のまちづくり	高齢者、障害者、子供、外国人などを含むすべての人々が、お 互いを尊重し合いながら居心地よく生活し、時には交流を深め ることができるまちづくり。
共同化	複数の地権者が土地・建物を共同で建て替えること。
業務機能	企業のビジネスや事業活動に係る機能 (事務所等)。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及び これらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指 定する拠点(指定拠点)とを連絡し、または指定拠点を相互に 連絡する道路。緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化 を図る必要がある道路として指定した道路を特定緊急輸送道路 といい、それ以外のものを一般緊急輸送道路という。(東京都の 定義を参考)
グループホーム	高齢者、障害者などが、日常生活上の必要な援助やサービスを 受けながら、地域社会の中で共同居住する生活の場。
景観協定	景観法に定める協定で、特定の区域における土地や建築物の権利者が、その区域の景観形成に係る協定を合意のうえ締結し、それに基づいた景観形成ができる制度。
景観重要建造物	景観法に基づき景観行政団体の長(台東区の場合は区長)が、地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物)を、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全及び継承を図るため指定したもの。

景観重要樹木	景観法に基づき景観行政団体の長(台東区の場合は区長)が、地域の景観上重要な樹木を、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全及び継承を図るため指定したもの。
景観まちづくり協定	台東区景観条例に定める協定で、特定の区域における建築物等 の所有者や管理者が、その区域の景観まちづくりに関する協定 を締結することにより、積極的に景観まちづくりに寄与するよ う努めるもの。
建築協定	建築基準法に定める協定で、地域の特性等に基づく一定の制限 を地域住民等が自ら設けることのできる制度。建築協定を結ぶ には、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意が必要である。
公開空地	民地内の空地や開放空間のうち、日常一般に公開される部分で、 地域住民の利用が可能な公開性のあるまとまった空地。
高度利用	都心や拠点など潜在的な業務・商業や住宅需要を有する地域において、建物の高層化を図ることにより、都市機能を集積し、オープンスペースを創出するなど、適切で合理的な土地利用を図ること。
コージェネレーショ ンシステム	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、 燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に 回収するシステム。(資源エネルギー庁の定義より)
国際ビジネス交流 ゾーン	都市づくりのグランドデザイン(平成29年度東京都策定)で位置付けられたゾーンの一つ。国際金融やライフサイエンス等の世界中から人材、資本、情報が集まるグローバルビジネスの業務統括拠点やアジアのヘッドクォーターなど、国際的な中枢業務機能が高度に集積した中核的拠点を複数形成し、アジアにおけるビジネス・交流の拠点としての地位を確立していく。(都市づくりのグランドデザインの記載を参考)
コミュニティガーデン	行政ではなく、地域住民、企業等が主体となって自主的に公園 や区道などの公共空間の花とみどりを植え育て、みどり豊かな 空間を形成し、まちの美化を推進すること。



災害拠点病院	災害時に、主に重症者の収容・治療を行う病院(基幹災害拠点 病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京 都が指定する病院)(東京都の定義より)
災害拠点連携病院	災害時に、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を 行う病院(救急告示を受けた病院などで都が指定する病院)。(東京都の定義より)
災害時帰宅支援ス テーション	災害時に、徒歩による帰宅者に対する支援の一環として指定し、 水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供など を行う施設のこと。(東京都の定義を参考)

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことで、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などが該当する。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。(資源エネルギー庁の定義を参考)
シェアサイクル	自転車共同利用システムの一つで、借り受けた場所以外のポートで返却することができる新たな都市交通手段のこと。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された土地を統合し、共同建築物と都市基盤施設の一体的な整備を図る事業のこと。市街地の環境を改善し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としている。
指導要綱	地方自治体が様々な行政目的達成のため、行政指導の内容を定めたもの。
住宅性能水準	居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針。居住性能では、耐震性、防火性、防犯性、耐久性、維持管理等への配慮、断熱性、室内空気環境、採光等、高齢者等への配慮、遮音性等を確保することを定めている。(住生活基本計画(全国計画)を参考)
職住近接	職場と住居との距離が近いこと。これにより、交通集中の問題を解決し、子育てなどにおける時間的なゆとりを確保するとともに、文化・ショッピングなどの余暇を充実させた生活が期待できる。
震災復興区画整理事業	大規模地震などの被災地において、被災した宅地を整備し、都 市機能を回復させるとともに、復興をきっかけとした都市開発 も念頭において、基盤整備を行うこと。特に関東大震災からの 復興のための区画整理事業は、帝都復興土地区画整理事業と呼 ばれ、台東区では谷中地域と上野恩賜公園を除いたほとんどの 地域が当該事業の対象となっている。
浸透性・保水性舗装	浸透性舗装は路面に降った雨水を地中へ浸透させ、還元する舗装構造をいう。保水性舗装は路面に吸水・保水性能のある素材を詰めた舗装構造をいい、路面温度の上昇抑制など、環境負荷の低減効果が見込まれる。
親水テラス	水辺環境に親しめるよう、川岸などを整備して作られた遊歩道のこと。
シンボルロード	地域特性を活かし、人々に親しみと潤いを与え、快適で美しく、 楽しい都市の顔として整備した道路。
水害ハザードマップ	自然災害のうち洪水(浸水)について、浸水範囲を予想し地図 化したもの。

1 用語集

スーパー堤防	従来の堤防に加え、外側の民有地、公有地を盛土し、幅を最大 300m程度(隅田川については川端から幅約50m)に広げた堤 防のこと。
ストリートファニ チャー	道路や広場など屋外の公共空間に設置される、バス停の上屋や サイン、ベンチ、街灯、電話ボックスなどの施設の総称。
スマートエネルギーネットワーク	コージェネレーションシステムを含む分散型エネルギーシステムとともに、再生可能エネルギー、未利用エネルギーを大幅に導入して、電力・熱の融通を行いながら情報通信技術の活用によりエネルギー需給を最適に制御することで、快適な生活を維持しつつ、省エネ・省CO ₂ を達成する次世代エネルギー社会システムの構想。(一般社団法人日本ガス協会の定義より)

た

建物倒壊危険度	(地域危険度を参照)
地域危険度	「地震に関する地域危険度測定調査(東京都都市整備局実施)」に基づき、東京都内の市街化区域の5,177町丁目を対象に、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度(建物倒壊の危険性)、火災危険度(火災の発生による延焼の危険性)、災害時活動困難度を加味して総合危険度で示したもの。おおむね5年ごとに調査を行っている。地域危険度のランクは5段階の相対評価となっており、各ランクの存在比率をあらかじめ定め、危険量の大きい町丁目から順位付けを行い、ランクを割り当てている。
地域地区	都市計画法で定められた土地の利用用途の区分。都市計画区域内の土地を利用用途によって分類し、分類した地区ごとに建築行為などに対して制限を設けている。用途地域は地域地区の一つであり、ほかにも特別用途地区、高度地区又は高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、防火地域又は準防火地域、景観地区、風致地区、駐車場整備地区などの21種類が存在する。
地区計画	市街地の良好な環境形成を図るため、ある一定の地区を単位として、道路や公園等の配置や建築物の建て方等を、住民の意向をもとに、区市町村が都市計画として定める制度・手法。
昼間人口(昼夜間人 口比率)	一定地域の常住人口(夜間人口)から地域外への流出人口(通勤・通学する人口)を除き、地域外からの流入人口(通勤・通学してくる人口)を加えた人口。オフィスや商業施設、工場、学校が多い地域は昼間人口が夜間人口を上回る地域が多い。また、昼夜間人口比率は、常住人口(夜間人口)100人当たりの昼間人口の割合をいう。(総務省統計局の定義を参考)

駐車場の地域ルール	駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域に おいて、地方公共団体が定める、地域特性に応じた独自の駐車 施設の設置基準(附置義務台数の減免や集約・隔地駐車場の確 保など)のこと。知事が地域ルールに基づき、必要な駐車施設 の附置が図られていると認める場合は、東京都駐車場条例の基 準によらないことができる。
低炭素まちづくり	「民生部門(家庭、業務等)」「運輸部門」の2部門に着目した「都市構造・交通分野」、「エネルギー分野」、「みどり分野」の3分野の取り組みを基本として、コンパクトなまちづくりを軸に、高齢者、子育て世代を含めた全ての区民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを実現し、同時に都市の低炭素化を実現するまちづくりのこと。(低炭素まちづくり実践ハンドブック(平成25年、国土交通省都市局の定義より)
特定緊急輸送道路	「緊急輸送道路」の項目を参照
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、都道府県が当該都市計画区域の用途地域をはじめとする土地利用に係る都市計画や、都市計画道路などの都市施設に係る都市計画の決定方針等を定めるもの。
都市計画提案制度	都市計画法第21条及び都市再生特別措置法第37条および第86 条に基づき、一定規模以上の地区において、土地所有者やまち づくりNPO法人等が自ら地区の価値向上、賑わいの創出などを 図るために、土地所有者等の3分の2以上の同意など一定の条件 を満たした場合、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案 することができる制度。
都市再開発方針等	市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランのこと。本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むもの。(東京都の定義より)
都市施設	都市での活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。都市計画法第11条に基づく施設で、具体的には交通施設、公共空地、供給・処理施設、水路、教育文化施設、医療・社会福祉施設などがある。
都市づくりのグラン ドデザイン	平成29 (2017) 年9月に東京都が策定した、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したビジョン。平成28年9月に東京都都市計画審議会による答申「2040年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から7つの戦略、30の政策方針、80の取り組みを示している。

1 用語集

都心共同住宅供給事業	三大都市圏の都心地域(東京23区、大阪市、名古屋市)において、 大都市法(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法)等に基づき、都市基盤整備を伴いつつ、一体的、 総合的に良質な住宅供給を行い、都心居住の推進による住宅立 地の改善及び都心における良好な住宅市街地の整備を図ること を目的とした補助事業。一定要件を満たす住宅建設については、 国・都・区が補助を行う。
都心居住	都市機能が集積し、生活利便性が高い都心部やその近接地に居 住すること。
土地区画整理 (事業)	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を 整え、宅地の利用の増進を図る事業。(国土交通省の定義より)
土地利用	土地の状態や用途などの利用状況のこと。土地には宅地と宅地以外の公園、道路、農用地、森林などがあり、そのうちの宅地は、商業用地(業務地を含む)、住宅用地、工業用地、公共用地などの用途に分類することができる。東京都ではおおむね5年ごとに土地利用現況調査を実施し、土地利用の分類ごとに現況を把握している。

な

内水氾濫	堤防で守られた内側の土地にある水を内水といい、集中的な大 量の降雨などでその水はけが悪化し、建物や土地、道路が水に
	つかってしまうこと。河川の水は外水という。

は

パークマネジメント	従来の行政主導の事業手法から転換し、住民、NPO、企業と連携しながら住民の視点にたって公園を整備、管理していくもの。 誰からもわかりやすい目標設定、多角的な視点による事業展開、 結果の評価を行い、継続的な改善を行っていく。(東京都パーク マネジメントマスタープランの定義を参照)
パーソナルモビリ ティ	市街地での少人数の短距離移動、移動が不自由な人の支援など を想定した、次世代型のコンパクトな電動駆動車両(立ち乗り の二輪、電動車いす、1 ~ 2人乗りの小型自動車など)の総称。
バリアフリー	高齢者や障害者等の行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、人間の心理的バリア、そして社会的制度におけるバリア等、すべての「障壁」を取り除こうという考え方。 ユニバーサルデザインの考え方に基づく。
BCP(事業継続計画)	災害などの緊急事態が発生したときに企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のこと。BCPはBusiness Continuity Planningの略称。事業継続計画と訳される。
ヒートアイランド現象	周辺地域と異なる都市部独特の局地的な気温の上昇のこと。等温線を描くと島のようになるのでその名がある。

附置義務(駐車場)	駐車場法に基づく地方公共団体の条例等により、一定の地区内で一定の規模以上の建築物を新築する場合に、設置が義務付けられている駐車施設。台東区の場合は「東京都駐車場条例」及び「東京都集合住宅駐車施設附置要綱」、「台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例」等に基づき、附置義務が定められている。
復興まちづくり	震災等の災害からの復興時における課題解決に必要な負担を軽減し、計画的かつ段階的な地域復興活動を進めるとともに、将来を見据えた都市開発を進めるために、平常時から復興計画に必要な条件を整理し、復興の将来像や目標、取り組み、推進体制などを、様々な関係者と合意形成を図りながら決めておくこと。
復興模擬訓練	官民が協働で復興の考え方やプロセスを習熟し、平常時から地域復興活動の意識を醸成するために行う訓練のこと。
不燃化特区	首都直下地震の切迫性や東日本大震災の経験を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するために東京都が取り組んでいる「木密地域不燃化10年プロジェクト」の中で、特に改善を図るべき地域として指定された地域。不燃化建替え助成や支援を行っており、台東区では、谷中二・三・五丁目地区が平成26年(2014年)4月1日に指定された。(平成32年(2020年終了予定))
ペデストリアンデッキ	駅前広場等に設置される歩行者のための高架の通路。
防災生活圏	延焼遮断帯に囲まれた圏域。火を出さない、もらわないという 視点から、市街地を一定のブロックに区切り、隣接するブロッ クへ火災が燃え広がらないようにすることで大規模な市街地火 災を防止する。防災生活圏は、日常の生活範囲を踏まえ、おお むね小学校区程度の広さの区域としている。(東京都防災都市づ くり推進計画の定義より)
ポケットパーク	わずかなスペースを利用して都市環境の改善を図るために設け られた面積の小さな公園。
歩行者ネットワーク	歩行者の移動上の利便性と安全性を向上するための経路。歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等の整備や、沿道の景観 形成やサイン整備などにより形成される。
歩道状空地	前面道路に沿って設ける歩行者用の空地及び当該空地に沿って 設ける修景施設のこと。(東京都総合設計許可要綱の定義を参考)
本郷台地	武蔵野台地の東端に位置している台地の一つで、上野台地と谷を挟んで文京区本郷地域を中心に広がっている。台東区では、本郷台地の東辺、上野台地と、その東側の低地に位置する。

ま

区民のまちづくりへの関心を高め、積極的なまちづくりへの参加を促すために台東区が開講している、区民等を対象とする講
座プログラムのこと。前身は「まちづくり下町塾」として開講。

1 用語集

密集住宅市街地整備 促進事業

老朽木造住宅等が密集し、公共施設も未整備なため、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要な地域において、老朽住宅等の建替えを促進し、住環境の整備等を総合的に行う事業。



優先整備路線	都市計画道路のうち、平成37年度までに優先的に整備する区間を、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に示す基本目標「活力」、「防災」、「暮らし」、「環境」に基づいて東京都が選定したもの。
誘導居住面積水準	国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本法に基づき、「住生活基本計画(全国計画)」において定められた住宅の面積に関する水準で、「世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準」と定めている。誘導居住面積水準には、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準がある。(住生活基本計画及び国土交通省の説明を参照)
ユニバーサルデザイン	年齢や性別の差異、障害、能力の如何を問わずに、誰もが利用することができる施設や製品などの設計思想のこと。

5

ランドマーク	高層ビルやタワー、山など、その土地の目印や象徴になる対象 物のこと。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車(自動二輪車を含む)のための 駐車施設であり、一般公共の用に供するもの。主に時間貸し駐 車場、不特定多数が利用可能な商業施設の駐車場が対象であり、 特定の利用者を想定する月極駐車場や専用駐車場は対象外とな る。

(1) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会

日時	会議	議事
平成28年 8月10日	第1回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1)都市計画マスタープランの方向性について
平成28年 10月14日	第2回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 今後の進め方について (2) 地域別整備方針について
平成28年 12月27日	第3回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 地域別整備方針について (2) 都市計画マスタープラン骨子の方向性につい て
平成29年3月22日	第4回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 台東区都市計画マスタープラン策定に向けたスケジュールについて(2) 台東区都市計画マスタープラン骨子(案)について(3) 今後の作業方針について
平成30年 第5回台東区都市計画マ		(1)事務局の作業状況と策定に向けたスケジュールについて(2)台東区都市計画マスタープラン(事務局案)について
平成30年 7月5日	第6回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) まちづくりの将来像・基本目標について(2) 地域別まちづくり方針について
平成30年 9月11日	第7回台東区都市計画マ スタープラン策定委員会	(1)第6回都市計画マスタープラン策定委員会での主な意見と対応について(2)台東区都市計画マスタープラン(中間のまとめ)について(3)今後のスケジュール等について
平成30年 12月7日	第8回台東区都市計画マ スタープラン策定委員会	(1) 各所からの主な意見と対応について(2) パブリックコメントの実施結果について(3) 都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施結果について



策定委員会の様子



策定委員の皆様

(2) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会

(と) 日米区部門司画 (スクープラン水足安良会 1) 門状部会 「日米部会					
日時	会議	議事			
平成28年 8月8日	第1回台東区都市計画マスタープラン策定委員会庁内検討会・作業部会	(1)都市計画マスタープランの方向性について			
平成29年 3月13日	第2回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会	(1) 台東区都市計画マスタープラン策定に向けたスケジュールについて(2) 台東区都市計画マスタープラン骨子(案)について(3) 今後の作業方針について			
平成30年 4月16日	第3回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会資料	(1) 台東区都市計画マスタープランの検討状況と スケジュールについて(2) 台東区都市計画マスタープラン(事務局案) について			
平成30年 7月2日	第4回台東区都市計画マスタープラン策定委員会庁内検討会	(1) まちづくりの将来像・基本目標について(第3章)(2) 地域別まちづくり方針について(第5章)			
平成30年 8月30日	第5回台東区都市計画マスタープラン策定委員会庁内検討会	(1) 庁内ヒアリングにおける主な意見と対応について(2) 都市計画マスタープラン(中間のまとめ)について(3) パブリックコメント及び都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施について			
平成31年 1月18日	第6回台東区都市計画マスタープラン策定委員会庁内検討会	(1) 第5回庁内検討会の主な意見(2) 各所からの主な意見と対応について(3) パブリックコメントの実施結果について(4) 都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施結果について(5) 台東区都市計画マスタープラン(最終案)について(6) 今後のスケジュールについて			

(3) 台東区都市計画マスタープラン策定に向けた研究会

日時	会議	議事
平成29年 9月20日	第1回台東区都市計画マスタープラン策定に向けた研究会	(1) 研究会の目的・進め方 (2) 分野別整備方針の検討について
平成30年 1月17日	第2回台東区都市計画マスタープラン策定に向けた研究会	(1)研究会の進め方(2)将来都市像、分野別方針の基本的考え方の再構成について(3)分野別整備方針の検討について(4)実現化方策の検討について

(4) 台東区の将来都市像に関する意識調査の実施概要

①区内居住者向けの調査概要

調	査 方	法	郵送配布・回収		
調	査 対	象	台東区在住の満20歳以上の男女個人		
標	本	数	1,650標本		
抽	油 出 方 法 無作為抽出 (町丁目ごとの人口、男女比率及び年齢構成に応じて抽出数を配分)				
回	収	数	586サンプル(回収率:約35.5%)		
調	查項	目	・既往調査(「台東区民の意識調査」や「台東区区民満足度調査」等)も活用することで調査項目を絞り込み、回答者の負担軽減やそれによる回答率の向上も考慮して設定。 ・現行の都市計画マスタープランで定めている6つの地域ごとの区民の意向も分析できるように、住所の記入欄を設定(記入は任意)。 《台東区のイメージについて》 ・台東区の都市のイメージ(キーワードに対する印象)(問8) ・今後の台東区の発展の方向性(問9) 《今後のまちづくりについて(部門別)≫ ・土地利用(問10、) ・道路・交通整備(問11、問12) ・防災まちづくり(問13、問14) ・住宅・住環境整備(問15) ・みどり・環境まちづくり(問16、問17) ・都市景観整備(問18) ・観光・産業まちづくり(問19) 《まちづくりへの参加等への関心について≫ ・まちづくりへの参加等への関心(問20、問21、問22) ・住民と行政が連携したまちづくりに向けて重要的に行うべきこと(問23)		

②区外居住者(区内への通勤・通学者)向けの調査概要

調査方法	インターネット調査		
調査対象	インターネット調査会社の登録モニターの中から、台東区に通勤・通学する区外居住者を抽出(満20歳以上の男女)		
回収数	381サンプル		
調査項目	≪台東区のイメージについて≫・台東区の都市のイメージ(キーワードに対する印象)(問7)・今後の台東区の発展の方向性(問8)≪台東区のまちづくりにおいて重点的に行うべきことについて(問9)≫≪その他、台東区への居住意向等について≫		

2 検討経緯

(5) 都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施概要

まちづくりの基本的な方針となる「台東区都市計画マスタープラン」(現在策定中)の 役割や意義などを共有し、今後のまちづくりについて皆で考えるため、区民懇談会を開催 した。

● 日時:平成30年11月24日(土)14:00~16:00(開場13:30)

● 場所:台東区役所10階 1002会議室

● プログラム

開会(14:00)

第1部 基調講演(14:05~14:35)

都市計画マスタープランをつくる意義

野 澤 康 氏(工学院大学 教授/台東区都市計画マスタープラン策定委員 会委員長)

第2部 パネルディスカッション(14:45~16:00)

台東区の未来を語る~ 都市計画マスタープランの策定からはじまるこれからのまち づくり ~

● パネリスト (順不同/台東区都市計画マスタープラン策定委員会委員)

池 邊 このみ 氏(千葉大学大学院 教授)

加藤孝明氏(東京大学生産技術研究所准教授)

中 島 直 人氏(東京大学大学院 准教授)

● コーディネーター

野澤 康氏



野澤委員長による基調講演の様子



パネルディスカッションの様子

3 検討体制

(1) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会名簿

氏名		所属・行		備考				
【学	【学識経験者】							
委員長 野澤 康		工学院大学 教授						
		池邊	このみ	千葉大学大学院 教	対 授			
委	員	加藤	孝明	東京大学 生産技術	所究所 准教授			
		中島	直人	東京大学大学院 冶				
【ま	ちづ	くり団体	卜代表 】					
		茅野	雅弘	副都心上野まちづく	(り協議会			
		梅澤	真光	御徒町駅東側区域ま	きちづくり協議会			
委	員	松田	橿雄	谷中地区まちづくり	り協議会			
		松本	光昭	浅草地区観光まちつ	づくり推進協議会			
				本間	充一	入谷南部まちづくり	協議会	
【区	【区職員】							
		伴	宣久	台東区 都市づくり)部長			
委	員	岡田	和平	台東区 土木担当部	『長	平成30年4月1日から		
			(髙栁	正治)	台東区 土木担当部	·····································	平成30年3月31日まで	

(2) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会名簿

	氏名			所属	備考
会	長	伴	宣久	都市づくり部長	
		佐藤	徳久	企画財政部長	
		松本	浩一	危機管理室長	平成30年4月1日から
		(嶋田	邦彦)	危機管理室長	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
		(吹澤	孝行)	危機管理室長	平成29年3月31日まで
		河井	卓治	文化産業観光部長	平成29年4月1日から
		(石野	壽一)	文化産業観光部長	平成29年3月31日まで
		梶	靖彦	産業振興担当部長	平成30年4月1日から
会	員	(河井	卓治)	産業振興担当部長	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
		(石野	壽一)	産業振興担当部長	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで
		(飯島	守人)	産業振興担当部長	平成28年10月31日まで
		飯島	守人	環境清掃部長	平成28年11月1日から
		(近藤	幸彦)	環境清掃部長	平成28年10月31日まで
		岡田	和平	土木担当部長	平成30年4月1日から
		(髙栁	正治)	土木担当部長	平成30年3月31日まで

3 検討体制

	氏名	所属	備考
	前田 幹生	企画課長	平成29年4月1日から
	(酒井 まり)	企画課長	平成29年3月31日まで
	佐々木 洋人	企画財政部副参事	平成29年3月31日まで
	酒井 まり	財政課長	平成29年4月1日から
	(原嶋 伸夫)	財政課長	平成29年3月31日まで
	川島俊二	危機・災害対策課長	平成29年4月1日から
	(遠藤 成之)	危機・災害対策課長	平成29年3月31日まで
	三瓶 共洋	文化振興課長	平成30年4月1日から
	(内田 円)	文化振興課長	平成30年3月31日まで
	飯野 秀則	観光課長	平成29年4月1日から
	(河井 卓治)	観光課長	平成29年3月31日まで
	上野守代	産業振興課長	平成30年4月1日から
	(菅谷 健治)	産業振興課長	平成30年3月31日まで
会 員	小川 信彦	環境課長	平成30年4月1日から
	(松原 秀樹)	環境課長	平成28年10月25日から
	(14)示 251到7		平成30年3月31日まで
	(赤塚 洋一)	環境課長	平成28年10月5日まで
	浦里 健太郎	まちづくり推進課長	
	越智 浩史	地区整備課長	平成29年4月1日から
	(原島 悟)	地区整備課長	平成29年3月31日まで
	松﨑 晴生	建築課長	平成30年4月1日から
	(松本 浩一)	建築課長	平成30年3月31日まで
	杉光 邦彦	住宅課長	平成29年4月1日から
	(鈴木 慎也)	住宅課長	平成29年3月31日まで
	石川 洋二	交通対策課長	
	植野 譲	都市づくり部副参事	平成30年4月1日から
	大野 邦仁	都市づくり部副参事	平成30年4月1日から

4 台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成28年7月1日 28台都計第234号 平成30年4月1日 30台都計第6-2号

(設置)

第1条 台東区において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針(台東区都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。)の策定を行うため、台東区都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、マスタープランの策定に関する事項について検討を行い、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 策定委員会は、次の表に掲げる選出区分に該当する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

選出区分	定員
学識経験者	4人以内
区内まちづくり団体代表	5人以内
区職員	2人以内

- 2 策定委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第4条 策定委員会は、委員長が招集する。

4 台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 3 策定委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庁内検討会)

- 第5条 策定委員会の所掌事項について庁内の調整を図るため庁内検討会を置き、別表1 に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 庁内検討会に会長を置き、都市づくり部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べ させることができる。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。

(作業部会)

- 第6条 庁内検討会の所掌事項について庁内の調整を図るため作業部会を置き、別表2に掲げる所属の係長職にある者をもって構成する。
- 2 作業部会に部会長を置き、都市計画課長をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を統括する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(仟 期)

第7条 委員の任期は、マスタープランの策定が終了する日までとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

- 第8条 策定委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)
 - は、公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したとき
 - は、会議又は会議録等を公開しないことができる。この場合において、可否同数のとき
 - は、委員長が公開の可否を決定するものとする。

2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第9条 策定委員会及び庁内検討会の事務局は、都市づくり部都市計画課に置く。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、台東区都市計画マスタープランの策定が終了した日にその効力を失う。

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

台東区都市計画マスタープラン策定委員会庁内検討会名簿

会 長	都市づくり部長
	企画財政部長 危機管理室長 文化産業観光部長 産業振興担当部長 環境清掃部長 土木担当部長
会員	企画課長 財政課長 危機・災害対策課長 文化振興課長 観光課長 産業振興課長 環境課長 まちづくり推進課長 地区整備課長 建築課 長 住宅課長 交通対策課長 都市づくり部副参事(都市計画課) 都市 づくり部副参事(地区整備課)

別表2 (第6条関係)

台東区都市計画マスタープラン策定委員会作業部会名簿

i	部	会	長	都市計画課長	
1	部	会	員	企画課 財政課 危機・災害対策課 文化振興課 観光課 産業振興課 環境課 まちづくり推進課 地区整備課 建築課 住宅課 交通対策課	